小規模市町村財源の充実確保について

【担当省庁】総務省

財政の安定性を確保しつつ、各種行政需要の増大に対応していくためには、市町村財源の充実確保をしていただき、小規模市町村が行政サービスを持続的に提供できるよう、配慮していただきたい。

地方交付税のいわゆる <u>トップランナー方式については、引き続き</u> <u>小規模市町村や条件不利地域等、地域の実情に配慮</u>し、地方交付税の 財源保障機能が損なわれないようにしていただきたい。

過疎市町村は、小規模であることが多く、財政基盤は特に脆弱である。令和2年度で現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は期限切れを迎えることとなるが、現行の過疎市町村が今後も引き続き主体的で 多様な取組が行えるよう、配慮していただきたい。

【現状・課題等】

- ■税収が伸び悩む中、過疎地域等小規模な地方自治体は徹底した行財政改革や歳出削減に取り組むなどの努力をしている。
 - しかしながら、人口減少や少子高齢化社会の到来により、社会保障関連経費は増大 し、特に、主要産業がなく税収が少ない小規模市町村は、増大する行政コストのた めの財源確保に苦慮することが想定される。
- ■現行過疎法(過疎地域自立促進特別措置法)が令和3年3月末に期限を迎えることを踏まえ、有識者会議(過疎問題懇談会)において、平成29年度から新たな過疎対策の在り方が検討されてきたが、令和2年4月17日に、同懇談会から、現行過疎法の期限以降も、引き続き過疎対策事業債や税制優遇措置などの過疎対策を講じていくための制度が必要であることが提言されている。
- ■現行過疎法は議員立法であり、本提言を踏まえ、今後国会で存否も含め審議される こととなるが、現在、与党(自民党政務調査会及び過疎対策特別委員会、公明党過 疎地に関するプロジェクトチーム)において、前向きに活発な議論がなされている。

京都府の担当課

総務部 財政課(075-414-4424) 税務課(075-414-4429) 自治振興課(075-414-4454)

■府内のトップランナー方式の状況

<市町村影響額>

令和2年度 ▲ 4.1億円 (うち、人口3万人未満の団体▲ 0.2億円)

※導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映 される見込みであり、今後影響が拡大する可能性あり。

■過疎対策事業債の府内の状況

令和元年度 借入要望 70.1億円 → 総務省からの借入同意 63.0億円 差 7.1億円は、要望どおり同意されていない。

<参考>

過疎市町村(8市町村及び4地域)

京都市(旧京北町)、福知山市(旧三和町、旧夜久野町、旧大江町)、宮津市、京丹後市、南丹市、笠置町、和東町、南山城村、京丹波町、伊根町